

別表(第4条関係)

補助事業	補助対象施設	補助金額	補助対象経費
小規模保育事業所等 保育士資格取得支援事業	ア 小規模保育事業所 イ 事業所内保育事業所	<p><受講料等補助> 補助対象経費の実支出額と下記の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>基準額(1人当たり) 養成施設等の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <p>・養成施設等卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円</p> <p>・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 200,000円</p>	国の保育士資格等取得支援事業実施要綱及び高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施要綱に基づく、保育士資格を取得するために必要な入学金、受講料等
保育教諭確保のための 保育士資格取得支援事業	ア 認定こども園 イ 認定こども園への移行を予定している幼稚園、保育所、認定こども園等の施設	<p><受講料等補助> 補助対象経費の実支出額と下記の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>基準額(1人当たり) 養成施設等の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p>	国の保育士資格等取得支援事業実施要綱及び高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施要綱に基づく、保育士資格を取得するために必要な入学金、受講料等
保育所等保育士資格 取得支援事業	ア 保育所 イ 認定こども園 ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園	<p><受講料等補助> 補助対象経費の実支出額と下記の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>基準額(1人当たり) 養成施設等の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <p>・養成施設等卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円</p> <p>・試験実施通知の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 200,000円</p>	国の保育士資格等取得支援事業実施要綱及び高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施要綱に基づく、保育士資格を取得するために必要な入学金、受講料等
保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状 取得支援事業	ア 認定こども園 イ 認定こども園への移行を予定している幼稚園、保育所、認定こども園等の施設	<p><受講料等補助> 補助対象経費の実支出額と下記の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>基準額(1人当たり) 養成施設等の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p>	国の保育士資格等取得支援事業実施要綱及び高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施要綱に基づく、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な入学金、受講料等

※ 補助事業ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。